

令和9年度鳥取県立特別支援学校高等部及び専攻科生徒募集要項

1 募集する学校及び学科等

学校…鳥取盲学校

障がい種別（主たる障がい）…視覚障がい

学科等

普通科単一障がい学級…定員なし

普通科重複障がい学級…定員なし

保険理療課…8人

専攻科理療課…10人

2 出願資格

(1) 高等部

普通科の単一障がい学級、鳥取盲学校保健理療科、鳥取聾学校産業工芸科及び生活デザイン科にあっては、主たる障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表（P. 66）に規定する程度の者で次のア～ウのいずれかに該当するものとする。

普通科の重複障がい学級にあっては、主たる障がいの程度が同表に規定する程度であり、かつ、重複障がいを有する者で次のア～ウのいずれかに該当するものとする。

普通科の訪問学級にあっては、重度の身体障がい及び知的障がいのため学校に通学して教育を受けることが困難な者で次のア～ウのいずれかに該当するものとする。

重複障がい学級又は訪問学級への出願を希望し、鳥取県特別支援教育推進委員会就学支援分科会の審査を要する場合には、あらかじめ在学学校長（次のアに該当する者にあっては志望先特別支援学校の校長）を経由して審査申請手続を行うこと。

ア 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者。

イ 令和9年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者。

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号（P. 67）のいずれかに該当する者。

ただし、鳥取養護学校及び皆生養護学校については、病弱の単一障がい学級にあっては、原則として医療機関に通院治療中の者で通学可能な者に限る。

(2) 専攻科理療科

視覚障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表（P. 66）に規定する程度の者で次のア～ウのいずれかに該当するものとする。

ア 高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業した者又は中等教育学校の後期課程を修了した者。

イ 令和9年3月に高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の後期課程を修了見込みの者。

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条各号（P. 67）のいずれかに該当する者。

3 入学候補者の決定方法及び入学者の選抜方法（選抜は、鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科のみ）

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び諸検査・面接の結果により行う。

4 一般入学者募集及び入学者選抜

(1) 出願方法

ア 必要書類

(ア) 入学志願書

・志願者は、出身（在学）学校長を経由して志願先特別支援学校の校長に提出

(イ) 志願者に係る調査書

・出身（在学）学校長は、志願者に係る調査書を作成し、入学志願書とともに志願先特別支援学校の校長に提出

(ウ) 住民票抄本

・県外に在住する者のみ提出

(エ) 自己申告書

- ・志願先特別支援学校に理解してほしい特別な事情のある者のみ提出
- (オ) 受検証送付用の封筒
 - ・郵送で出願する者のみ提出
 - ・縦23cm×横12cm、長形3号を使用
 - ・志願者の住所と氏名を記入
 - ・簡易書留速達と明記し、760円切手を貼付
- ・(ア)は、鳥取盲学校長が特に認める時は、出身(在学)学校長を経由することを要しない。
- ・(イ)の提出が困難な場合は卒業証明書に代えることができる。
- ・医師の診断書
 - ※医師の診断書については、P. 35を参照。同様の内容が記載された専門医の診断書であれば、別様式でもよい。
- ・配慮申請書Ⅰ(様式第9号)

イ 出願期間

令和9年2月15日(月)から同月17日(水)までの日とする。
ただし、郵送の場合は書留によることとし、令和9年2月17日(水)正午必着とする。

ウ 受付時間

令和9年2月15日(月)及び同月16日(火)は午前9時から午後4時30分までとし、
同月17日(水)は午前9時から正午までとする。

エ 受付場所

志願先特別支援学校

オ その他

志願先特別支援学校の校長は、入学志願書が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身(在学)学校長(出身(在学)学校長を経由しないで入学志願書等が提出された者を除く。)に通知する。

(2) 諸検査及び面接の日程等

ア 期日

令和9年3月4日(木)

なお、インフルエンザ感染等やむを得ない理由で欠席した場合は、志望先特別支援学校の校長が別に日程を定めて諸検査等を実施する。

イ 時間

午前9時から午後1時まで(午前8時30分までに集合)

ウ 場所

鳥取盲学校

エ 内容

普 通 科 諸検査及び面接

保 健 理 療 科 学力検査(国語・社会分野の一般教養)、適性検査及び面接

専攻科理療科 学力検査(国語・社会・数学・理科分野の一般教養)、適性検査及び面接

※筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。

(3) 入学候補者及び合格者の発表

令和9年3月15日(月)正午に学校及び学校ホームページにおいて発表するとともに、志願者及び出身(在学)学校長(出身(在学)学校長を経由しないで入学志願書等が提出された者を除く。)に通知する。

ただし、鳥取養護学校は学校ホームページにおいて発表は行わない。

5 再募集

合格者の発表の結果、鳥取盲学校高等部保健理療科又は専攻科理療科において、入学確定者数が募集生徒数に満たない場合にあっては、その不足の生徒数についての再募集を実施する。

(1) 出願方法

ア 必要書類

4の(1)アに同じ。

イ 出願期間

令和9年3月18日(木)及び同月19日(金)とする。

ただし、郵送の場合は書留によることとし、令和9年3月19日(金)正午必着とする。

ウ 受付時間

令和9年3月18日(木)は午前9時から午後4時30分までとし、同月19日(金)は午前9時から正午までとする。

エ 受付場所

鳥取盲学校

オ その他

鳥取盲学校長は、入学志願書が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長（出身（在学）学校長を経由しないで入学志願書等が提出された者を除く。）に通知する。

(2) 諸検査及び面接の日程等

ア 期日

令和9年3月25日（木）

イ 時間

午前9時から午後1時まで（午前8時30分までに集合）

ウ 場所

鳥取盲学校

エ 内容

保健医療科 学力検査（国語・社会分野の一般教養）、適性検査及び面接

専攻科医療科 学力検査（国語・社会・数学・理科分野の一般教養）、適性検査及び面接

※筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。

(3) 合格者の発表

令和9年3月26日（金）正午に学校及び学校ホームページにおいて発表するとともに、志願者及び出身（在学）学校長（出身（在学）学校長を経由しないで入学志願書等が提出された者を除く。）に通知する。

6 説明会及び入学志願書等の交付

生徒募集にかかる説明会の開催

場所…鳥取盲学校

日時…令和9年1月14日（木）午後1時30分

入学志願書等の交付は、説明会から鳥取盲学校において開始する。

7 鳥取盲学校入学者募集及び選抜における配慮事項

(1) 検査にあたっての配慮

障がいに応じた特別な配慮が必要な生徒については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨に基づき、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。また、日本語指導が必要な海外帰国生徒、外国籍生徒等についても、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。

なお、配慮に際しては、中学校等と連携を図り、適切に対応する。

(2) 選抜にあたっての留意事項

選抜にあたっては、過年度中学校等卒業者、障がいに応じた特別な配慮が必要な生徒、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒及び中学校等における長期欠席等の生徒であることをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

(3) 配慮にあたっての提出書類等

ア 障がいに応じた特別な配慮が必要な生徒

（ア）特別な配慮を希望する者は、出願時に、配慮申請書Ⅰ（様式第9号）、個別の教育支援計画（写し）又は個別の指導計画（写し）を出身（在学）中学校等の校長を経由して、鳥取盲学校長に提出しなければならない。配慮する内容は普段から中学校等で行っているものを原則とする。配慮申請書の内容については、生徒募集にかかる説明会の際に個別に相談すること。

（イ）鳥取盲学校長は、必要に応じて中学校等の校長と協議の上配慮の可否及び内容を令和9年2月26日（金）までに決定し、結果を中学校等の校長を通じて（既卒者は直接）志願者に通知（様式第11号）する。

なお、状況に応じて鳥取盲学校長は特別支援教育課と協議し、決定する。

（ウ）出願期間以降、突発的事故等により、特別な配慮を希望する者は、出身（在学）中学校等の校長を経由して（既卒者は直接）、鳥取盲学校長に個別に相談する。

（エ）鳥取盲学校長は、配慮申請書Ⅰ（様式第9号）の写し及び通知（様式第11号）の写しを特別支援教育課に提出する。

イ 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等

（ア）日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等の要件

- α 県内に住所を有する者又は入学日までに県内に居住予定の者で、帰国又は来日の期間(帰国又は来日した日から令和9年2月1日までの期間をいう。)が3年以内であり、かつ、帰国の場合には、外国における在住期間が帰国時からさかのぼり継続して1年以上であること。
- b 学校生活において日本語指導が必要と認められる志願者であること。
- (イ) (ア)のα及びbの要件を満たす志願者については、鳥取盲学校長及び特別支援教育課が協議の上、必要と認めた配慮を行うとともに、諸検査及び面接等の結果から、志願者の関心・意欲とともに、鳥取盲学校での成業の見込みがあるかどうかを考慮し、他の志願者とは異なる基準で選抜できるものとする。
- (ウ) 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等としての配慮を希望する者は、出願時に配慮申請書Ⅱ(様式第10号)を出身(在学)中学校等の校長を経由して(既卒者は直接)、鳥取盲学校長に提出しなければならない。
- (エ) 鳥取盲学校長は必要に応じて中学校等の校長と協議の上、配慮の可否及び内容を令和9年2月26日(金)までに決定し、結果を中学校等の校長を通じて(既卒者は直接)志願者に通知(様式第11号)する。
 なお、状況に応じて鳥取盲学校長は特別支援教育課と協議し、決定する。
- (オ) 出願期間以降、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等としての配慮を希望する者は、出身(在学)中学校等の校長を経由して、鳥取盲学校長に個別に相談する。
- (カ) 鳥取盲学校長は、配慮申請書Ⅱ(様式第10号)の写し及び通知(様式第11号)の写しを特別支援教育課に提出する。

ウ 中学校等における長期欠席等の生徒

中学校等における長期欠席等の特別の事情のある生徒は、自己申告書(様式第8号)を出身(在学)中学校等の校長を経由して、志願書に添付して鳥取盲学校長に提出することができる。

8 個人情報の開示

(1) 開示請求書による開示請求

ア 開示請求

- (ア) 開示請求ができる日時
 - α 一般入学者募集及び一般入学者選抜受検者は令和9年3月15日(月)正午から
 - b 再募集入学者選抜受検者は令和9年3月26日(金)正午から
- (イ) 開示請求ができる場所
 各自が受検した特別支援学校、県教育委員会事務局教育総務課、東部・中部・西部の各教育局
- (ウ) 開示請求ができる者
 受検者本人又は代理人(父母等)
- (エ) 本人又は代理人の確認
 受検証、学生証、個人番号カード、各種健康保険の資格確認書、運転免許証などの本人又は代理人であることを証明する書類の提示を必要とする。なお、書類に写真が貼付されていない場合は複数の書類の提示を求める。
 また、代理人である場合には加えて戸籍謄本・抄本などの提出を必要とする。

イ 開示

- (ア) 開示する個人情報の内容
 - α 調査書
 - b 諸検査等の結果
 - c 面接等の結果
- (イ) 開示する場所
 各自が受検した特別支援学校
- (ウ) 開示方法
 各自が受検した特別支援学校で開示決定(通常は請求後1~2週間くらい)後に、閲覧又は写しの交付により開示

(2) 即時開示による開示請求

ア 開示請求

- (ア) 開示請求ができる期間
 - α 一般入学者募集及び一般入学者選抜受検者は令和9年3月15日(月)から令和9年4月15日(木)まで(ただし、日曜日、土曜日、及び国民の祝日を除く。)。※1か月
 受付時間は、令和9年3月15日(月)は正午から午後4時30分まで、それ以外の日

は午前9時から午後4時30分までとする。

- b 再募集入学者選抜受検者は令和9年3月26日（金）から令和9年4月26日（月）まで（ただし、日曜日、土曜日を除く。）。※1か月

受付時間は、令和9年3月26日（金）は正午から午後4時30分まで、それ以外の日は午前9時から午後4時30分までとする。

- (イ) 開示請求ができる場所

各自が受検した特別支援学校

- (ウ) 開示請求ができる者

受検者本人のみで、代理人による請求はできない。

- (エ) 本人の確認

受検証及び受検証の他に本人であることを証明する書類（学生証、個人番号カード、各種健康保険の資格確認書等）の提示を必要とする。

イ 開示

- (ア) 開示する個人情報の内容

a 諸検査等の結果

b 面接等の結果

- (イ) 開示する場所

各自が受検した特別支援学校

- (ウ) 開示方法

本人であることを確認した上で、その場で閲覧による開示

9 その他

(1) その他の事項

その他、一般入学者募集及び一般入学者選抜の実施に関して必要な事項は、特別支援学校長が定めるものとする。

(2) 入学候補者発表後の手続き

ア 入学候補者は、特別支援学校長が配付する入学許可願（鳥取県立特別支援学校学則様式第3号の2）に必要事項を記入の上、提出しなければならない。

イ 特別支援学校長は、入学許可願の提出があった場合において教育上支障がないと認めたときは、入学許可書（鳥取県立特別支援学校学則様式第3号の3）をその者に交付するものとする。

(3) 様式作成にあたっての留意事項

ア 各様式の作成は、特別支援教育課ホームページ（P. 68）からダウンロードして使用すること。

イ 各様式の作成は、パソコンで直接入力するか、又は様式を印刷して手書きで記入すること。

ウ 配付した様式は、原則として配付時の規格（列・行の幅、行数等）のまま使用すること。

エ 作成したデータの管理については細心の注意を払うこと。

オ 各様式の記入方法（自筆・ゴム印等）については、特に制限しない。

カ 一般入学者募集及び一般入学者選抜に係る書類の保存年限は5年とする。

(4) 注意事項

ア いったん受け付けた出願書類は返却しない。

イ この要項に関する疑問点は、特別支援教育課又は特別支援学校に問い合わせること。

特別支援教育課（県庁第2庁舎5階） 電話：0857-26-7575

特別支援学校（P. 68）

ウ 中学校等から特別支援学校、あるいは特別支援学校から中学校等へのファクシミリ又は電子メールによる報告・照会等については、その取扱いに十分留意して行うこと。